

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の策定と背景

平成12年度に開始された介護保険制度は、我が国の高齢社会の介護問題を解決する制度として定着してきました。

わが国の高齢化は世界に例のない速さで進行しており、少子化や核家族化による高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境も大きく変化してきています。

総人口が減少する中、今後も高齢化が進み、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者もさらに増加することが予測されています。大山町では、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築に向け、計画を推進してきました。

さらにその先の2040年(令和22年)いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

そのためには、地域包括ケアシステムのさらなる推進や、地域の高齢者の介護を支える人的基盤の確保や、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域課題について、住民や福祉関係者による現状把握、課題の解決を図ることが重要となっています。

以上のことから、本計画は、在宅医療・介護連携の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備等、地域包括ケアシステムの深化を進める計画として『大山町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画』を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定された「高齢者福祉計画」、介護保険法第 117 条に規定された「介護保険事業計画」を総合的かつ一体的に策定したものです。

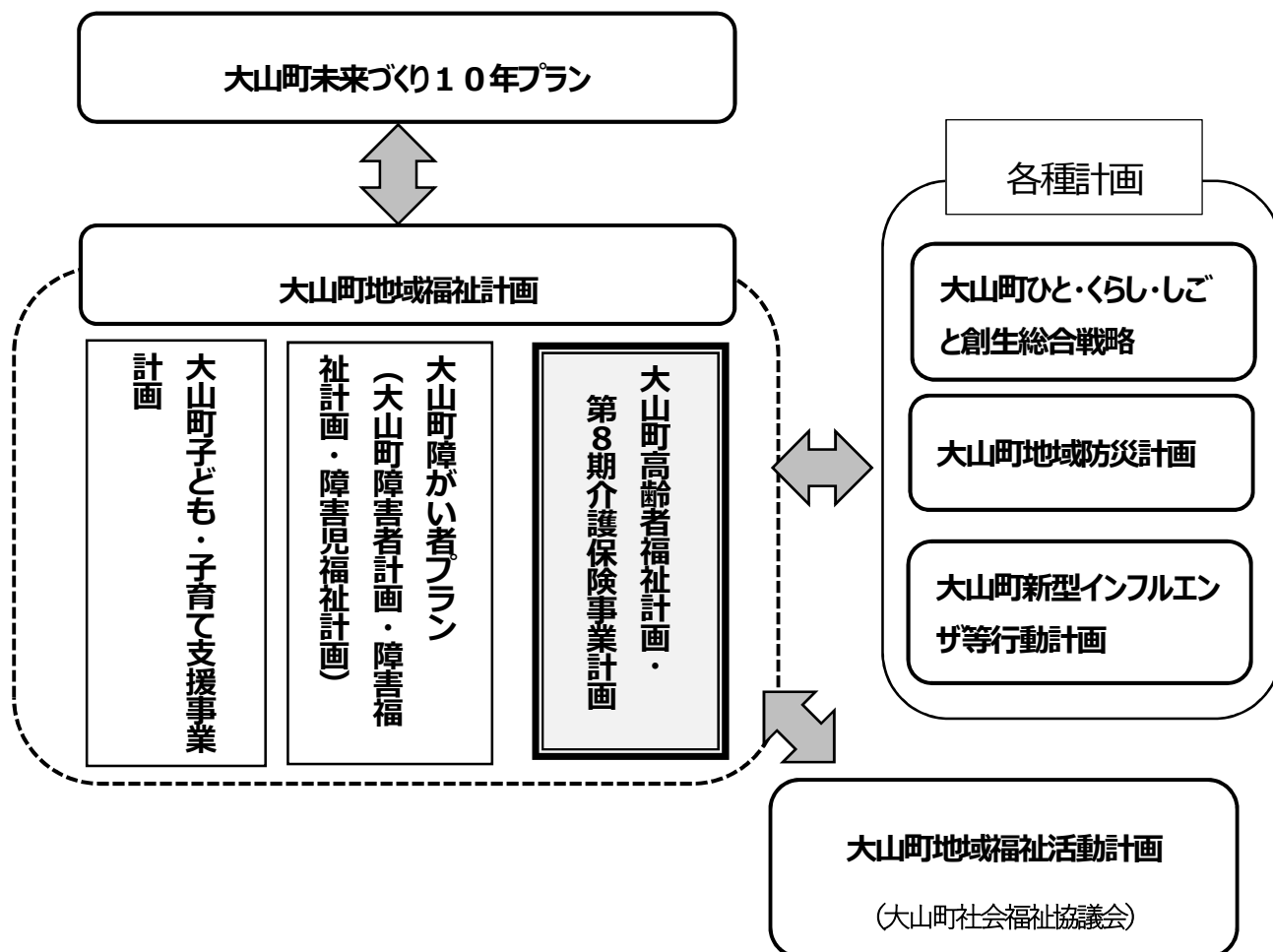
### (2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者福祉計画は、介護保険サービスの提供の他、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

一方、介護保険事業計画は、介護サービスの見込み量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は高齢者福祉計画に包含されていることから、両計画を一体として策定するものです。

### (3) 関連計画との位置づけ

本計画は、大山町の長期基本計画である「大山町未来づくり 10 年プラン」、「大山町地域福祉計画」を上位計画とし、国及び県がそれぞれ策定した各種計画や各種関連計画との整合・連携を保ちながら策定します。



### 3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

なお、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画			第8期計画 (本計画期間)			第9期計画		
		見直し→			見直し→			

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、大山町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会において、協議・検討を行いました。委員の構成については、町民代表、関係者代表、学識経験者、医師等からの幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

### 5. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を送ることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

本町では、第3期計画より町全体をひとつの生活圈にとらえ、日常生活圏域を1圏域として設定し、これにより日常生活圏域ごとに整備する地域密着型サービスは町全域をそのエリアとして利用することができるようになりました。第8期においても圏域ごとに介護サービスのアンバランスがないよう、引き続き日常生活圏域を全町で1圏域とし、地域福祉の充実を図ります。